

## 三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例（案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたので、お知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例（案）		
担当課：施設マネジメント課	メールアドレス：kanzai@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	3件	
対応状況	下記のとおりといたします。	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
意見1  三芳町の公共施設・地域活性化について意見をお送りします。若い世代や子育て世代が自然に集まり、定期的なイベントや人が集まる機会が増えることで、利用しやすくなるのではないかでしょうか。例えば、定期的なマルシェや小さなお祭り・キッチンカーの出店・子どもも参加できる体験イベントなどがあると、「今日は行ってみよう」と思えるきっかけになると思います。例えば、出張カメラマンによる家族写真・子ども写真の撮影会など、比較的低コストで実施でき、子育て世代が参加しやすい企画があると、施設を利用するきっかけになると思います。継続的に人が集まる仕組みがあることが大切だと感じています。ご検討の参考になれば幸いです。	原案の通りとします。	三芳町未来創造拠点施設（以下「本施設」という。）では、大小問わず様々なイベントを企画し開催する予定としております。また、継続的な開催を行うため、住民がイベントを企画・運営していくけるような仕組みづくりについても現在検討を進めております。 いただいたご意見につきましては、今後の施設運営の参考にさせていただきます。
意見2  藤久保公民館を交流センターにすることに反対です。三芳町は、公民館の目的の条例を堅持してください。	原案の通りとします。	条例により新たに設置される地域交流センターは民間施設ではなく町が設置する公共施設となります。 地域交流センターは町長部局と

<p>管理も町の教育委員会で実施してください。交流センターなどという名のもとに民間の施設にはしてほしくないです。住民が安心して、活発に利用できるのは教育委員会の管理があるからです。三芳町の住民はこの町に誇りと愛を持っています。時流に乗ることなく独自の町づくりをしてください。公民館と交流センターとは似て非なるものです。是非是非ご一考をお願いします。</p>		<p>なりますが、このことにより子育てや福祉、健康増進など町長部局との連携がより円滑に行えるようになり、今までより住民の皆様に安心して活発に利用いただけるようになります。</p>
<p>意見3</p> <p>① 藤久保公民館は「交流センター」ではなく、「公民館」として存続してください。</p> <p>三芳町中央公民館再建の時の議会における採択を含め、三芳町公民館の運営の伝統があります。</p> <p>「第56回みよし町民文化祭」「第66回町民体育祭」を含め、住民と職員の連携で文化活動、スポーツ活動が行われて活気ある町づくりに貢献してきました。</p> <p>「集い、学び、共に成長する」場所として、藤久保公民館が活発に機能しその役割を果たしてきました。町の公民館三館体制を継続して頂きたい。</p> <p>② 藤久保公民館をなくして「交流センター」に移行する目的は何ですか。</p> <p>近隣地域を含む「交流センター」移行後の他自治体の例からは、管理運営の民営化や使用料金の徴収など、住民に負担を強いる運営</p>	<p>原案の通りとします。</p>	<p>① 本条例第1条のとおり、地域住民が多種多様な活動を通じて集い、学び、育ち、持続的で心豊かな町の未来を創造できる拠点として設置するもので、ご意見の役割を十分果たせるものとなっています。</p> <p>② ①と重複しますが、本条例第1条のとおり、地域住民が多種多様な活動を通じて集い、学び、育ち、持続的で心豊かな町の未来を創造できる拠点として設置されます。地域交流センターは公民館よりも利用の幅を広げることで、住民にとって様々な集い、学び、育ちの場となることを目的としています。また、地域交流センターは町が設置する公共施設であり、使用料金なども本条例により町が定めるものであるため、新たな住民負担を強いるものではありません。</p>

<p>になっています。</p> <p>③ 首長部局に管理運営が移行することによる権限の集中と拡大は、社会教育法、公民館法に基づく学ぶ権利等の法的保障から逸脱する危惧を感じます。公民館運営の民主的装置としての公民館運営審議会の機能は「交流センター」でも継続されるのでしょうか。竹間沢公民館、中央公民館とは別の位置づけなのでしょうか。</p> <p>④ 「直営の継続」の担当課は、「交流センター」を未来創造課、竹間沢公民館、中央公民館を社会教育課とするのでしょうか。</p> <p>⑤ これまでの「減免規定」（平成4年規定）はそのままの規定として「交流センター」も「竹間沢・中央公民館」と同様に適用されるのでしょうか。</p> <p>※ 藤久保地域拠点施設整備事業計画当初は「住民サービスが良くなる」と「広報みよし」が伝えっていました。本件に関する「まちづくり懇談会」でも町長の回答として「減免規定の存続。町の直営」について「伝統を守る」と言明していました。</p> <p>新たな施設は、三芳町に住んで良かったと実感できる施設であって欲しい。103億円を超える予算を投じて建てられる町の公共施設です。私企業が管理し私企業の利益に供する公共施設にはしないでください。</p> <p>これまで通りに、リニューアル</p>	<p>③ 公民館運営審議会は社会教育法に基づき設置されるものであることから、地域交流センターにおいて継続することはできません。同様に施設の位置づけも異なるものとなります。</p> <p>④ 地域交流センター並びに図書館を未来創造課が担当することとなります。竹間沢公民館、中央公民館につきましては引き続き社会教育課が担当となります。</p> <p>⑤ ご意見の減免規定とは「三芳町公民館使用料の減免に関する規定」を指しているものと考えます。未来創造拠点施設においても今後、同様の規定を定めていきます。</p>
--	---

した藤久保公民館として存続してください。